

## 横須賀市コミュニティバス運転士確保補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市内の公共交通ネットワークの維持確保を図るため、市内を運行するコミュニティバス運行事業者が、雇用する者に中型第二種免許（以下「免許」という。）を取得させることに要する経費に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす事業者とする。

- (1) 市内を運行するコミュニティバス運行事業者であること。
- (2) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び代表者又は役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、免許取得に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 食事費

(補助金額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する経費の額（免許を取得した者1人につき10万円を限度とする。）とする。

(申請書の添付書類)

第5条 補助金等交付申請書に添付する書類については、規則第4条第1号及び第2号に規定する書類は、省略するものとし、同条第3号に規定するその他の参考となる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 免許取得予定者の雇用を証する書類
- (2) 免許取得に要する経費を証する書類
- (3) 代表者及び役員の役職名、氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別を記載した一覧表

(書類等の保管)

第6条 規則第8条に規定する書類及び帳簿等は、当該補助事業の完了した市

の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(実績報告の添付書類)

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 免許を取得したことを証する書類

(2) 負担した経費を確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。